

改選役員選考委員会規程

(総則)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟（以下「本連盟」という。）定款第 42 条に基づいて設置された、改選役員選考委員会(以下「委員会」という。)の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(審議・所管事項)

第 2 条 委員会は本連盟の定款第 42 条 3 に基づき、理事会が定めた本連盟役員の選考方針に即して選考が行われているか審議する。したがって、それぞれの役員の役職等については、審議の対象とはならない。

(委員)

第 3 条 委員会に次の委員を置く。ただし、委員長は 1 名とし委員は 5 名以内とする。

2 委員長には、代表理事が就任する。

3 委員は、次の各号に該当する者の中から選任し、理事会の議決により代表理事が委嘱する。

- (1) 本連盟の代表理事 1 名
- (2) 本連盟の社員関係者 1 名
- (3) 学識経験者 3 名
- (4) その他、代表理事が適任であると判断した者

4 前項の規定に関わらず、登録選手と特別の利害関係を有する者は、本委員会の委員につくことはできない。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本連盟の理事については理事の任期の終了時に終了するものとし（委員長についても同様とする。）、本連盟の理事ではない委員については委嘱の日から委嘱年度が終了するまでとする。ただし、いずれも再任を妨げない。

(委員会)

第 5 条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が召集し、議長となる。委員長に事故がある場合は、委員の互選により委員の中から議長を選出する。

2 委員会は、委員長及び委員の総数(委員会に出席していない委員長又は委員を含む)の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 前項において、適時に的確な意見表明が相互にできる電話会議またはテレビ会議等を利用することにより会議に出席することができる。

4 委員会の議事は、委員会に出席した委員長及び委員の多数決により決定する。

(参考人の委員会への出席)

第 6 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、説明その他必要な協力を求め、その意見を聴取することができる。

(役員選考基準の審議)

第 7 条 委員会は役員を選考基準に本連盟の「役員選考の進め方(基本方針)」が適合しているか審議するとともに、選考が事前に開示された選考手続きに沿って行われたかどうか検証し、理事会に報告しなければならない。

(不服申し立て)

第 8 条 役員選考についての決定に対する不服申し立てがあった場合は、不服審査委員会を設置し、その申し立てを審査しなければならない。また、日本スポーツ仲裁機構の定める範囲の不服申し立ては、「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(規程の改廃)

第 9 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 本規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。